

まちづくりプラン・（仮称）自治基本条例 町民説明会 次第

1. 開会 19:00

2. 地区代表者あいさつ

3. プロジェクトメンバー、事務局 自己紹介

4. 説明会

- ・「みんなでつくるあったかもりプロジェクト」及び「説明会の目的」について（事務局より）

■ まちづくりプラン

- ・まちづくりプランについて（事務局より）
- ・次期まちづくりプランの『将来像』について（プロジェクトメンバーより）

・参加者との意見交換

「共感できる点」「まだ議論すべきと思われる点」「表現されていないが大切だと思う点」などについて意見をお聞かせください。プロジェクトメンバーが応答致します。

■ （仮称）高森町自治基本条例

- ・現時点での条例案について（事務局より）

・参加者との意見交換

条例素案について、意見をお聞かせください。事務局及びプロジェクトメンバーが応答致します。

4. その他

- ・どのようなことでも構いません。ご意見をお聞かせください。

5. 閉会 20:45



『みんなでつくるあったかもり』プロジェクト

・『みんなでつくるあったかもり』プロジェクトとは？

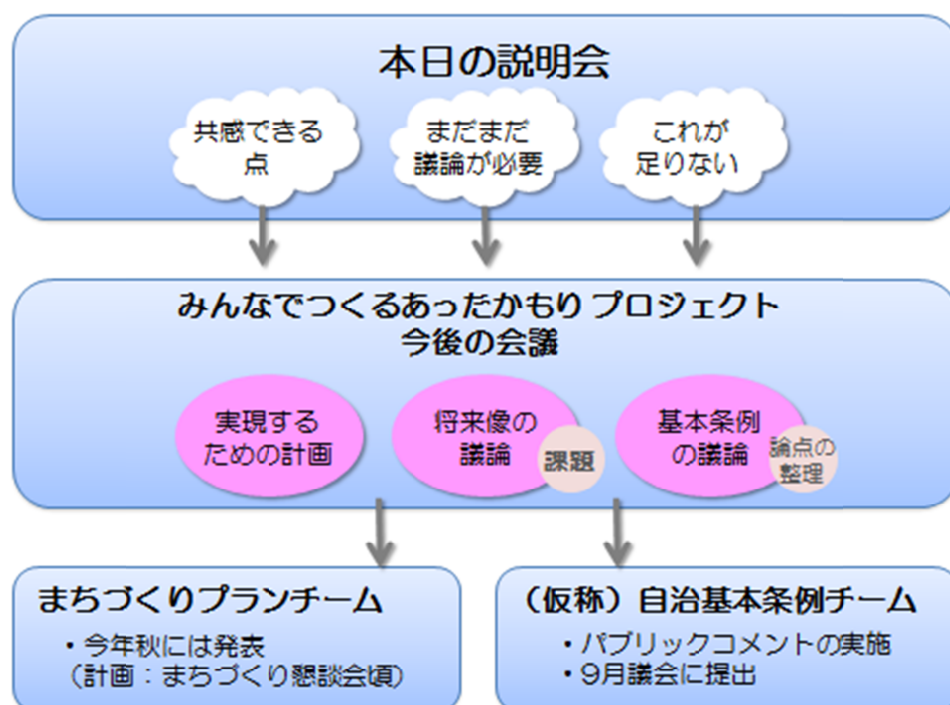
高森町では平成 20 年度から、第 5 次振興総合計画の将来像『育ちあい 支えあい、みんなで動かし元気な町 たかもり』を目指し、みんなの力を合わせた協働のまちづくりを進めてきました。一方で、リニアの開通や人口減少・少子高齢化など、私たちを取りまく社会は今後大きく変わろうとしています。またライフスタイルの多様化で、まちづくりの担い手（町民、自治組織、各種団体、企業、議会、行政など）の役割や期待される成果も変わりつつあります。このような時代背景を踏まえ、**町民のみなさんで将来の高森をつくるプロジェクト**が『みんなでつくるあったかもり』です。プロジェクトは公募、推薦による 45 名のメンバーで、昨年 8 月にスタートしました。

・プロジェクトの取り組み、これまでの経過

このプロジェクトでは 3 つのチームに分かれて、議論を進めてきました。

- ① 来年からスタートする新しい『まちづくりプラン』を作成するチーム
 - ② 新しいまちづくりプランにあった『土地利用のあり方（土地利用計画）』を検討するチーム
- ①②は合同で、今まで 9 回の会議・ワークショップなどを開催し、みんなで目指す町の将来像の案を検討してきました。土地利用については、今後の議論の基になる資料を得るために基礎調査を実施しました。
- ③ これからのまちづくりのために町民の皆さんや行政・議会などの参加や権利、役割のルールを明らかにする条例をつくるチーム
- 今まで 10 回の会議・ワークショップ・勉強会を開催し、町民・行政・コミュニティの権利や役割、そして町民参加や情報共有の基本的な考え方を検討しました。

・本日の説明会の目的、今後の予定について

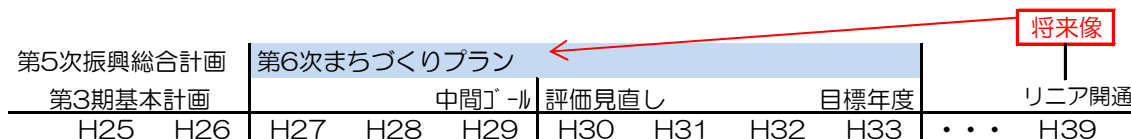


本日のこの会では、「将来像」の素案について、プロジェクトメンバーがどのような想いでつくったのかを参加者の皆さまにお伝えし、それについて参加者の皆さまからご意見を頂きたいと思います。

「まちづくりプラン」とは

・まちづくりプラン（＝振興総合計画）とは？

- 高森町の行財政経営やまちづくりの基本的な方向性を示すもので、町民の皆さんをはじめ全ての担い手が進めていくための唯一の全体計画であり、高森町の最上位に位置する長期的な計画です。
- 現在高森町では、第 5 次振興総合計画における最終年を迎えています。この計画は、目指すべき「将来像」や理念、計画期間などを示す「基本構想」と、その実現のための具体的な内容と目標を示す「基本計画」で構成されています。
- 現在あったかもりプロジェクトで議論を重ねている新しいまちづくりの計画「第 6 次まちづくりプラン」は、リニアが開通する 12 年後の平成 39 年度を町の「将来像」の目標年度とし、平成 27 年度から平成 33 年度の 7 年間の「基本計画」の期間としています。



・まちづくりプランはどのようにつくるの？

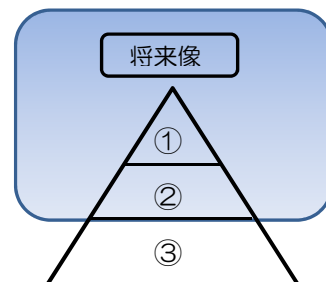
- まずなるべく長期（十数年程度先）の視野で、町の「将来像」を描きます。
- 次に「将来像」を実現するため、ある程度は予測可能な期間内（数か年）での「基本計画」を立てます。「基本計画」は、概ね以下を明らかにしたものとなります。
 - ①【何を？】将来像実現のために達成すべき「課題や目的」
 - ②【いつまでに？】課題や目的を達成する明確な「期間や期限」
 - ③【どの程度？】課題や目的の達成度合いを示すため、数値等で示される「目標」
 - ④【どのように？】達成のために必要な「取り組み」
 - ⑤【誰が？】行政機関のみならず町民の皆さまはじめ「多様な主体の役割」

現在、プロジェクトのメンバーが話し合いを重ね、「将来像」の素案ができている状態です。

・具体的なまちづくりプランの構成は？

- ①『将来像』を目指し、まず大きな見地から町のまちづくりの目指す分野とその目的を示します（「政策」と呼ばれ、現在は「子育て」「教育」「自治」「産業」「景観」「安全」「健康」などの 8 つがあります）。
- ②さらに、①の分野ごとの課題、目指すべき方向を示します（「施策」と呼ばれ、現在 34 あります）。
- ③さらに、②の課題解決そして目的を達成するための具体的な手段があります（「事務事業」と呼ばれ、町の予算はすべてこの事務事業に付帯しています）。

高森町まちづくりプラン



・これまでの高森町まちづくりプランにおける将来像は？

- 第 3 次振興総合計画（S63 - H9 年）：『活力あふれる緑と福祉と文化の町』
- 第 4 次振興総合計画（H10 - 19 年）：『真の豊かさをきずく健康・文化のまち』
- 第 5 次振興総合計画（H20 - 26 年）：『育ちあい 支えあい、みんなで動かす元気な町 たかもり』
- 第 6 次まちづくりプラン（H27 - H33 年）：本日プロジェクトメンバーからお伝えします。

高森町の将来像(まちづくりプラン策定チーム案)

キャッチコピー

人と自然と文化を活かし育み 千年続く町 高森

趣旨

私たちの理想は、千年先まで続くまち。みんながともにいきいきと暮らし、支えあい、高めあう、笑顔のたえない健康なまちをつくることです。

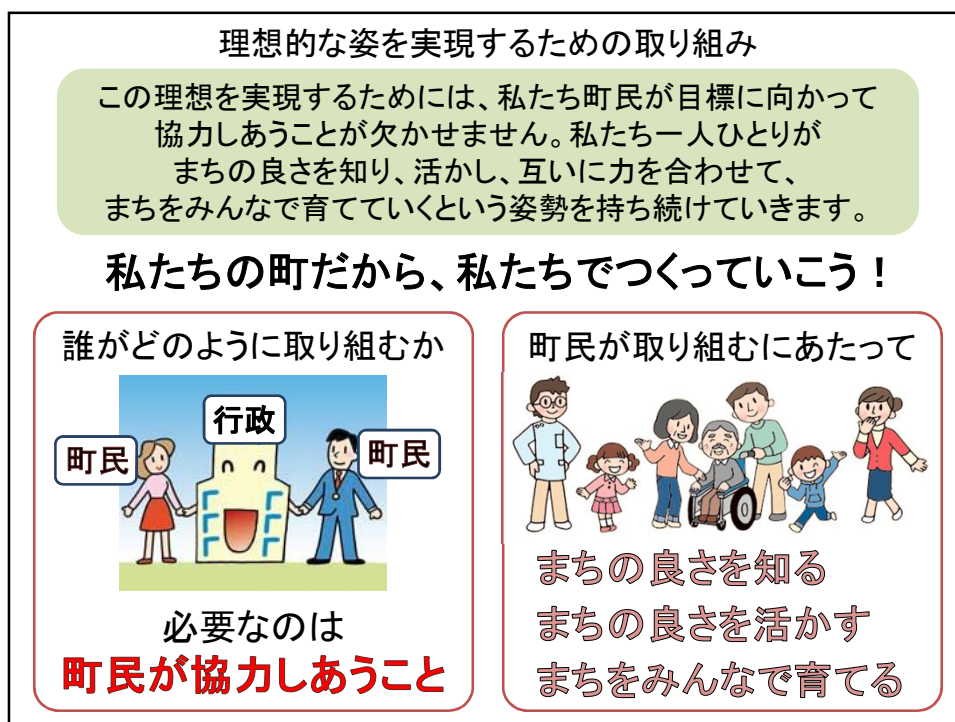
そのために、私たちはまちの宝である人と自然と文化を守り、育み、新しい価値を生み出し、次世代につなげ活かしていきます。

この理想を実現するためには、私たち町民が目標に向かって協力しあうことが欠かせません。私たち一人ひとりがまちの良さを知り、活かし、互いに力を合わせて、まちをみんなで育てていくという姿勢を持ち続けていきます。

高森町の理想的な姿

私たちの理想は、千年先まで続くまち。
みんながともにいきいきと暮らし、支えあい、高めあう、
笑顔のたえない健康なまちをつくることです。







まちづくりの原動力 それは みんなの参加から



どうして 条例が必要？

近年、地方分権が推進され、国や県・町との関係が対等のなり、町の役割と責任が増えました。さらに、限られた財政の中で、多様化するニーズや様々な諸問題に対応しなくてはなりません。

このようなことから、高森町らしいまちづくりを進め、多くの諸問題を解決していくためには、行政だけではなく、**町民のみなさんの参加**で高森町のあるべき姿を決め、情報を共有しながら、手を携え**協働**していくことが大切です。こうした**まちづくりのルール**を、町民のみなさんの約束として決めておく必要があるからです。

(仮称)高森町自治基本条例とは？

「**町民が主役のまちづくり**」を**実現**するために、**まちづくりの基本的な事項**や、**町民**や**行政**、**議会の役割**など、**まちづくりのルール**を**定めた条例**です。

あったかもり！プロジェクト

あったかもりプロジェクトは、主に町民の皆さんの公募により編成され、**未来の高森町を想い描いた活動**をしています。

自治基本条例策定チーム

あったかもりプロジェクトの、自治基本条例策定チームでは、昨年度から、高森町の自治基本条例について検討してきました。

- ① この条例の必要性。
- ② 町民みんながどうすればまちづくりに参加できるか・・・。
- ③ 町民・町の役割は？
- ④ 地域の自治組織のあるべき姿は？

条例制定にむけて

自治基本条例策定チームでは、裏面のよう
に「(仮称)高森町自治基本条例(案)」をま
とめました。前文と17条の条文から成る、
まちづくりのルールです。

平成27年1月制定に向けて取組めます。

- ◆平成26年5月
条例(案)を公表し説明
- ◆平成26年6月～
パブリックコメントを募集
- ◆平成26年7月
パブリックコメントに対し
回答を作成し、条例(案)を修正
- ◆平成26年9月
条例(案)を議会に上程

平成27年1月施行予定

(仮称)高森町自治基本条例の構成

(前文)

豊かな自然に恵まれ、誇りある歴史のもとに発展してきた高森町は、平和を願い、郷土を愛し、その繁栄のため着実に前進してきました。

そして、この町に住む私たちは、これからも自然と共生し、良き伝統を次代に伝え、誇りを持ちながら、「健康で幸せに暮らし継がれる町」でありたいと願います。

そのためには、年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりがお互いを尊重するとともに、まちづくりの主役として参画し、各々の立場で共に手を携え、協働していくことが大切です。

わたしたち町民は、高森町の未来へ種をまき、まちづくりの基本理念「育ちあい、支えあい、みんなで動かす元気なまち」の本旨に基づき、町の最も尊重すべき条例として、ここに(仮称)高森町自治基本条例を定めます。

第1条 (目的)

条例の目的を以下の2点としています。

- ①基本的なルール作り
- ②町民・議会・町それぞれの役割

第2条 (定義)

条例中の用語を定義しています。

- ①町民 ②事業者 ③議会 ④町長 ⑤町 ⑥自治組織
- ⑦コミュニティ組織 ⑧まちづくり ⑨参画 ⑩協働

第3条 (条例の位置づけ)

- ①まちづくりにおいて最も尊重すべき条例
- ②町政運営はこの条例にのっとる

第4条 (まちづくりの基本原則)

- ①町民参加と協働の原則 ②情報共有の原則
- ③議会・町の説明責任の原則 ④差別なく参加できる原則

第5条 (町民の権利)

- ①安全安心な暮らしを営む権利
- ②まちづくりへ公平に参加できる権利
- ③子どもたちがまちづくりへ参加できる権利
- ④等しく行政サービスを受ける権利

第6条 (町民の役割)

- ①主体的な参加 ②役割・負担を果たす
- ③町の魅力を発信する ④お互いに学びあう

第7条 (事業者の役割)

- ①地域社会への貢献 ②環境への配慮 ③雇用機会均等

第8条 (町長の責務)

- ①町民の意思を反映し、公正・公平な町政運営
- ②政策決定等に関する説明責任

第9条 (町職員の責務)

- ①公正で誠実な職務の遂行 ②知識習得・能力向上

第10条 (議会の責務)

現在議会で検討しています。

第11条 (町民参画及び協働)

- ①町民が参加しやすい環境の整備
- ②町民の主体的な参加 ③みんなで協働したまちづくり

第12条 (自治組織への参画及び自治組織の役割)

- ①町民の自治組織への加入
- ②町民の自治組織の活動参加と協働
- ③自治組織による活動参加の促進 ④参加環境の整備
- ⑤自治組織への加入促進 ⑥自治組織の育成

第13条 (コミュニティ組織における町民の役割)

- ①町民参加 ②参加しやすい環境整備 ③活動の支援

第14条 (情報公開及び個人情報保護)

- ①町政情報の開示 ②個人情報の保護 ③議会・町の説明責任

第15条 (町政運営)

- ①協働 ②公正公平で透明性の高い町政運営
- ③振興総合計画の策定 ④成果・達成度の公表
- ⑤健全な財政運営 ⑥行政改革 ⑦意見要望への対応

第16条 (広域連携)

- ①町外との交流 ②国・県との連携 ③飯伊地域との連携

第17条 (検証と見直し)

- ①検証・見直し ②委員会 ③委員会による助言
- ④助言の取扱い

【お問合せ】 高森町役場 経営企画室

電話／35-9441 有線／89-2200

E-mail／keiki@town.takamori.nagano.jp